

障がいのある方へ 各種手当てをご存知ですか

特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、著しく重度の心身障がい等があり日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。(所得制限に該当する方、施設等に入所されている方などには支給されません)

手当月額

26,440円

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の方で、重度の心身障がい等があり日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給されます。(所得制限に該当する方、施設等に入所されている方などには支給されません)

手当月額

14,380円

特別児童扶養手当

精神、知的又は身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する父母、又は養育者に支給されます。(所得制限に該当する方、対象児童が児童福祉施設等に入所している方などには支給されません)

手当月額

1級障がい 50,750円
2級障がい 33,800円

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉事務所福祉対策課 障がい福祉班 ☎0978②5164

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について



総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送が見られない世帯（具体的にはNHK受信料全額免除世帯が対象です。）に対して、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を行います。

支援開始は平成21年秋以降を予定しています。

具体的な申し込み先、受付開始時期は、準備が整い次第改めてお知らせします。

※支援の申し込みにはNHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。

なるべく早めに契約手続きをお願いします。

※支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用の精算はできません。

問い合わせ

総務省地デジコールセンター ☎0570⑦0101

NHK放送受信料の免除について

下記に該当する方は、NHK放送受信料が免除されます。

内容	対象
全額免除	身体障害者手帳所持者、知的障がいと判定された方、精神保健福祉手帳所持者のいる世帯で、世帯全員が住民税非課税者、公的扶助受給者、社会福祉事業施設入所者
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚障がい者、または聴覚障がい者 世帯主が重度の障がい者（注1）、重度の戦傷病者

（注1）重度障がい身体障がいのある方については身体障害者手帳1級・2級の所持者。

知的障がいのある方については重度の知的障がいと判定された方、精神障がいのある方については精神保健福祉手帳1級の所持者。

詳細については下記までお問い合わせください。

申込・問い合わせ

福祉事務所
福祉対策課 障がい福祉班 ☎0978②5164

国見総合支所
地域市民健康課 市民健康班 ☎0978③1112

武蔵総合支所
地域市民健康課 市民健康班 ☎0978⑧1112

安岐総合支所
地域市民健康課 市民健康班 ☎0978⑦1114

九州電力からのお知らせ



■ 台風時の停電情報をチェック！

台風による停電時には、電話がつながりにくくなる場合があります。停電情報は下記のホームページでもご確認いただけます。

※台風等非常災害以外の突発的な停電に際しましては、停電情報はご確認いただけません。

携帯電話版ホームページ

<http://kyuden.jp>

パソコン版ホームページ

<http://www.kyuden.co.jp>

■ 携帯メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいた携帯電話に停電情報をメール配信いたします。詳しくは、上記ホームページをご覧ください。



2次元コード